

静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠、及び浜松総合庁舎電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎の電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和6年4月1日(供給開始日)午前0時から令和7年3月31日午後12時とする。
契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙は、当該地域の一般送配電事業者と締結する託送供給契約により電気の供給を行う。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』は次により算定する。

『落札者の入札書別紙の各料金ごとの計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』）

第10条 『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金区分を記載する』

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。燃料費調整単価は燃料価格反映部分(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と卸市場単価(卸電力市場価格の変動分)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、各総合庁舎ごとの内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 甲又は乙が、原則として 60 日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第 20 条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第 21 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第 22 条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町 9 番 6 号

(甲)

静岡県知事 川勝平太

(乙)

静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎電気需給仕様書(案)

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で令和 年 月 日付けで締結した静岡県静岡総合庁舎、藤枝総合庁舎、中遠総合庁舎、北遠総合庁舎及び浜松総合庁舎の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力、年間予定使用電力量

庁舎	需要場所	契約電力 (kW)	予定使用 電力量 (kWh)
静岡総合庁舎	静岡県静岡市駿河区有明町2番20号	別紙3の とおり	725,900
藤枝総合庁舎	静岡県藤枝市瀬戸新屋362番1号		317,400
中遠総合庁舎	静岡県磐田市見付3599番1号		507,800
北遠総合庁舎	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島559番		142,800
浜松総合庁舎	静岡県浜松市中央区中央1丁目12番1号		706,300
合 計			2,400,200

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

2 仕様

- 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽
別紙3 総合庁舎概要一覧表のとおり
- 力率 100%を予定
- 契約期間の電力消費計画 別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表のとおり
- 過去4年間の電力消費実績 別紙2 総合庁舎別電力消費実績一覧表のとおり
- 需給開始日、使用期間
 - 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時
 - 使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、施設ごとの契約電力、当月使用電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提出する。

別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表
(静岡県静岡、藤枝、中遠、北遠及び浜松総合庁舎)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
4月	100%	224 kW	49,400 kWh	
5月	100%	156 kW	47,100 kWh	
6月	100%	302 kW	54,600 kWh	
7月	100%	300 kW	74,800 kWh	
8月	100%	306 kW	83,700 kWh	
9月	100%	309 kW	69,700 kWh	
10月	100%	288 kW	53,000 kWh	
11月	100%	226 kW	48,400 kWh	
12月	100%	245 kW	61,100 kWh	
1月	100%	248 kW	58,600 kWh	
2月	100%	248 kW	61,300 kWh	夏季
3月	100%	236 kW	64,200 kWh	その他
計			725,900 kWh	合計

月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
4月	100%	73 kW	21,900 kWh	
5月	100%	91 kW	21,300 kWh	
6月	100%	118 kW	24,100 kWh	
7月	100%	115 kW	31,900 kWh	
8月	100%	121 kW	34,700 kWh	
9月	100%	120 kW	32,000 kWh	
10月	100%	103 kW	22,300 kWh	
11月	100%	89 kW	21,000 kWh	
12月	100%	112 kW	26,400 kWh	
1月	100%	116 kW	28,800 kWh	
2月	100%	118 kW	27,000 kWh	夏季
3月	100%	100 kW	26,000 kWh	その他
計			317,400 kWh	合計

月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
4月	100%	118 kW	31,000 kWh	
5月	100%	192 kW	29,400 kWh	
6月	100%	227 kW	39,000 kWh	
7月	100%	229 kW	57,400 kWh	
8月	100%	230 kW	66,600 kWh	
9月	100%	228 kW	55,300 kWh	
10月	100%	228 kW	33,500 kWh	
11月	100%	157 kW	30,700 kWh	
12月	100%	169 kW	41,400 kWh	
1月	100%	171 kW	43,000 kWh	
2月	100%	168 kW	41,200 kWh	夏季
3月	100%	168 kW	39,300 kWh	その他
計			507,800 kWh	合計

月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
4月	100%	28 kW	8,100 kWh	
5月	100%	28 kW	8,200 kWh	
6月	100%	61 kW	10,500 kWh	
7月	100%	63 kW	16,800 kWh	
8月	100%	66 kW	18,900 kWh	
9月	100%	66 kW	16,100 kWh	
10月	100%	57 kW	9,200 kWh	
11月	100%	29 kW	8,300 kWh	
12月	100%	57 kW	11,400 kWh	
1月	100%	49 kW	12,400 kWh	
2月	100%	55 kW	12,100 kWh	夏季
3月	100%	51 kW	10,800 kWh	その他
計			142,800 kWh	合計

月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
4月	100%	178 kW	47,700 kWh	
5月	100%	230 kW	45,800 kWh	
6月	100%	278 kW	55,800 kWh	
7月	100%	286 kW	74,000 kWh	
8月	100%	296 kW	80,200 kWh	
9月	100%	289 kW	69,700 kWh	
10月	100%	283 kW	52,000 kWh	
11月	100%	211 kW	47,300 kWh	
12月	100%	231 kW	58,100 kWh	
1月	100%	290 kW	60,400 kWh	
2月	100%	242 kW	56,500 kWh	夏季
3月	100%	221 kW	58,800 kWh	その他
計			706,300 kWh	合計

5庁舎合計 2,400,200 kWh

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

静岡

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
静岡総合庁舎	4月	215	220	145	224	178
	5月	151	142	156	151	145
	6月	281	302	182	297	292
	7月	293	298	296	300	309
	8月	297	306	297	299	309
	9月	298	309	296	291	298
	10月	280	262	288	286	
	11月	156	170	226	185	
	12月	222	244	231	245	
	1月	231	246	232	248	
	2月	228	245	248	236	
	3月	222	234	234	236	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
静岡総合庁舎	4月	51,569	51,613	48,702	47,789	45,850
	5月	46,962	46,747	48,017	46,286	45,986
	6月	49,553	56,243	52,502	55,048	55,003
	7月	67,660	73,843	75,251	75,064	74,548
	8月	81,693	82,019	85,088	83,771	85,141
	9月	68,483	71,625	69,942	67,432	75,158
	10月	54,646	52,296	57,082	49,466	
	11月	47,112	47,106	50,766	47,109	
	12月	60,766	65,002	55,741	62,508	
	1月	63,368	66,851	45,536	63,403	
	2月	60,549	62,888	59,131	61,855	
	3月	63,046	68,339	63,526	60,610	
	合計	715,407	744,572	711,284	720,341	381,686

藤枝

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
藤枝総合庁舎	4月	66	68	68	73	66
	5月	91	91	66	76	74
	6月	102	112	100	118	104
	7月	113	108	112	115	116
	8月	118	121	120	121	109
	9月	118	120	111	109	111
	10月	104	65	103	99	
	11月	84	78	89	77	
	12月	95	112	105	108	
	1月	104	116	115	107	
	2月	107	118	116	110	
	3月	87	100	99	96	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
藤枝総合庁舎	4月	20,888	21,438	21,761	22,272	20,686
	5月	20,835	20,562	21,258	21,880	21,036
	6月	22,858	23,876	22,937	25,245	25,490
	7月	31,568	30,651	30,077	34,764	29,617
	8月	31,247	30,958	35,461	37,567	31,204
	9月	29,060	26,892	34,728	34,215	28,267
	10月	24,025	21,870	23,836	21,147	
	11月	21,358	20,793	21,545	20,622	
	12月	23,962	25,264	26,693	26,986	
	1月	26,520	27,042	30,290	29,005	
	2月	24,793	24,896	28,946	26,954	
	3月	24,422	26,091	27,291	24,514	
	合計	301,536	300,333	324,823	325,171	156,300

中遠

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
中遠総合庁舎	4月	98	98	98	118	103
	5月	96	97	158	192	197
	6月	186	222	213	227	226
	7月	181	226	226	229	230
	8月	193	228	227	230	227
	9月	224	226	225	228	229
	10月	223	101	227	228	
	11月	126	105	157	107	
	12月	157	169	160	165	
	1月	159	169	165	171	
	2月	159	168	167	166	
	3月	150	157	168	161	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
中遠総合庁舎	4月	29,673	29,556	30,591	32,647	29,196
	5月	28,799	26,990	29,369	31,782	29,281
	6月	31,035	37,685	39,768	39,544	36,783
	7月	45,102	49,989	54,979	66,995	54,206
	8月	51,570	58,220	69,813	71,478	60,287
	9月	48,585	50,098	59,031	56,677	55,112
	10月	38,903	30,544	39,447	30,405	
	11月	29,731	29,496	32,938	29,478	
	12月	37,713	40,505	42,734	40,808	
	1月	40,363	41,743	45,468	41,490	
	2月	39,735	39,520	43,851	40,203	
	3月	36,600	38,661	39,506	39,483	
	合計	457,809	473,007	527,495	520,990	264,865

北遠

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
北遠総合庁舎	4月	27	28	25	24	24
	5月	25	28	26	25	24
	6月	56	58	56	61	69
	7月	64	63	62	62	71
	8月	65	66	66	62	71
	9月	65	66	60	60	67
	10月	58	30	57	35	
	11月	26	29	25	24	
	12月	49	57	47	45	
	1月	50	49	49	46	
	2月	50	50	49	55	
	3月	49	46	45	51	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
北遠総合庁舎	4月	8,831	9,232	7,622	7,352	7,259
	5月	8,953	9,118	7,559	7,678	7,619
	6月	9,502	12,767	8,912	9,686	9,961
	7月	15,652	18,219	15,889	16,166	17,023
	8月	18,753	19,093	19,274	18,215	18,049
	9月	16,653	16,595	15,482	16,077	15,607
	10月	10,139	10,014	9,537	7,870	
	11月	8,816	9,604	7,682	7,449	
	12月	11,618	12,656	10,653	10,865	
	1月	13,210	12,659	12,495	11,993	
	2月	12,774	11,895	11,643	12,542	
	3月	11,551	10,919	10,415	10,950	
	合計	146,452	152,771	137,163	136,843	75,518

浜松

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
浜松総合庁舎	4月	194	173	154	178	161
	5月	218	230	209	197	199
	6月	258	273	245	278	248
	7月	280	278	283	286	284
	8月	288	292	290	296	288
	9月	287	289	267	287	288
	10月	274	160	283	235	
	11月	169	163	211	150	
	12月	198	231	220	227	
	1月	223	242	290	243	
	2月	220	240	239	242	
	3月	214	221	213	214	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	H31(R1)	R2	R3	R4	R5
浜松総合庁舎	4月	47,717	48,959	46,645	47,303	47,497
	5月	47,038	45,203	45,434	46,756	48,523
	6月	52,361	56,975	51,525	58,622	57,241
	7月	71,623	72,740	72,204	76,859	74,544
	8月	79,180	79,098	79,936	81,402	80,530
	9月	72,304	69,426	70,590	68,841	71,448
	10月	52,778	51,521	54,078	50,210	
	11月	48,181	46,410	48,791	46,427	
	12月	54,756	58,325	57,737	58,022	
	1月	56,181	60,471	59,840	60,790	
	2月	54,087	55,590	56,111	57,763	
	3月	58,291	58,749	59,603	57,816	
	合計	694,497	703,467	702,494	710,811	379,783

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は原則として電力量計算期間の初日の属する月とする。

		静岡	藤枝	中遠	北遠	浜松	
概要	1 庁舎名称	静岡県静岡総合庁舎	静岡県藤枝総合庁舎	静岡県中遠総合庁舎	静岡県北遠総合庁舎	静岡県浜松総合庁舎	
	2 財産管理者	静岡財務事務所長	藤枝財務事務所長	磐田財務事務所長	西部農林事務所長	浜松財務事務所長	
	3 需要場所	静岡県静岡市駿河区有明町2番20号	静岡県藤枝市瀬戸新屋362番1号	静岡県磐田市見付3599番1号	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島559番	静岡県浜松市中区中央1丁目12番1号	
	4 庁舎事務窓口	静岡財務事務所総務課	藤枝財務事務所管理課	磐田財務事務所管理課	西部農林事務所総務課天竜分室	浜松財務事務所総務課	
	5 電話	054-286-9112	054-644-9111	0538-37-2206	053-926-2368	053-458-7124	
	5 業種及び用途	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	
仕様	1 受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	
	2 受電電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	
	3 計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	
	4 標準周波数	60ヘルツ	60ヘルツ	60ヘルツ	60ヘルツ	60ヘルツ	
	5 電気方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電	
	6 非常用自家発電設備	あり	あり	あり	あり	あり(系統連系なし)	
	7 蓄熱槽	なし	なし	なし	なし	なし	
	8 夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否	否	否	否	
	(1) 調整時間	/	/	/	/	/	
	(2) 最大電力、調整期間中最大電力						
	(3) 調整期間						
	9 予定使用電力量(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込)	725,900kWh	317,400kWh	507,800kWh	142,800kWh	706,300kWh	
	10 契約電力	310kW	120kW	230kW	70kW	300kW	
		ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	
	11 力率	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	
	12 デマンドメーター	あり	あり	あり	なし	あり	
	13 契約期間中の電力消費計画	別紙2 総合庁舎別電力消費計画一覧を参照					
	14 需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時	
15 契約期間	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から 令和7年3月31日午後12時まで		
16 需給地点	静岡総合庁舎敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	需要場所に静岡県藤枝総合庁舎が施設した引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	中遠総合庁舎敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	北遠総合庁舎敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	中部電力株式会社の三端子開閉器の浜松総合庁舎用開閉器の負荷側接続点		
17 電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ		
18 保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ		